



公共性——＜私的なもの＞からのアプローチ

檜村, 志郎

(Citation)

法社会学, 68:25-38

(Issue Date)

2008

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(Rights)

本文データは学会の許諾に基づきJ-stageから複製したものである。

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006589>



公共性——〈私的なもの〉からのアプローチ

檜 村 志 郎

キーワード：カテゴリー化装置、公共性、ホップズ、パーソンズ、エスノメソドロジー

I 行為としての〈公共性〉

1 〈公共性〉の報告可能性

〈公共性〉ないし、〈公的〉という言葉の適用範囲は著しく広い。それは、公園、公共交通機関等の施設の公共性を意味することもあり、選挙、政党、議会、世論等の政治社会的決定のしくみに関して用いられることもあり、医療、保健、科学、芸術、スポーツ、教育等の文化的活動に関して用いられることもある¹⁾。

公共性を定義することは難しい。しかし、それにもかかわらず私たちは、公共的状况に、有効に参加することができており、その際、なんらかの仕方で、〈公・私〉を区別している。私たちは公私を混同すべきでないことや、公共の場で私的な事務を行ってはいけないこと等を知っているのである。このことに着目すると、われわれの〈公共性〉に参加する能力の基礎にある知識は、何であるかの知識 (knowing what) ではなく、いかに行うかの知識 (knowing how) であると言うことになる。本報告では、この「行為としての〈公共性〉」に着目したい。

行為としての〈公共性〉の現実的多様性に注意しつつ一般的議論を行う場合に、つぎの2つの側面を区別することが適切である。一つは、ある活動を〈公共的〉であるものとして達成する方法にかかわる側面であり、いま一つは、そのような方法を通じて達成される結果にかかわる、ある活動の〈公共性〉である。ある活動の〈公共性〉がこれらの側面を持ちつつ継続的かつ方法的に達成されているとき、その活動は〈公共性〉の社会秩序と言われうる。以上は、エスノメソドロジーの視角から見た公共性の概念である。

見方を変えると、私は、社会のメンバーが参与する〈公共的〉状況を構成する人々の結合に社会的に報告可能 (accountable) (Garfinkel 1967) なまとまりがあると考え、それを〈公共性〉の社会秩序と呼ぶ。社会秩序は、一般に、複数の個人の間で偶発性をもちつつ継続的に達成される有意義な関係であって、価値、規範、伝統、知識等を実践的行為の方法体系として組織しているものである。この観点から、本報告では、

〈公共性〉は、それを実践的に達成する人々の活動という社会秩序現象であると定義する²⁾。〈公共性〉の語が、日常的な、あるいは専門的な用語法により、簡明かつ適切に、ある活動の表現として使用される場合、その多様な活動は、その活動自体の、その活動自体による、〈公共性〉の報告可能性の達成と同一のことである (Garfinkel 1967)。

なお、ここで、報告可能性 (accountability) というのは、その現象が、誰にでもわかるような表現 (account) —— 上記の 〈公共性〉 —— に適合可能であること、したがってコミュニケーション可能になっているということを意味する。根源的には、ある水準のノーマルさ (通常性・平常性) が継続的に達成されることが報告可能性を基礎づける。異常な現象にも、この根源的な平常性が見いだされるとき、報告可能になる (犯罪について、Sudnow 1963)。現象が一定の規則にしたがっていることは、普通、独特の「厚い記述」 (Ryle 1968) をともなうため根源的とはいえないが、報告可能性の一つの態様である。

さて、ある活動を 〈公共的〉であるものとして報告可能にしたいとき、どのような方法があるだろうか。〈公共性〉の報告可能性の達成方法のいくつかの例をあげよう。かりに、あるクレーム申し立て活動が 〈公共的〉であることを達成したいとする。そのためには、たとえばつぎの方法がある。〈公共の場〉にクレームをもちだすこと、〈多数の人〉がそのクレームをもっていることを表明すること、〈一般に〉そのクレームが支持されていることを推測させること、等。このように、公共性の報告実践とその実践を基礎づける社会・文化的構造のあいだには、相互反映的 (reflexive) な関係がある。

人々は、〈公共性〉達成を、高度な論理性や体系性をもって、行おうとすることもあろう。これらも、〈公共性〉の達成方法であり、理論的体系化を用いる報告実践の方法である。本報告の課題は、〈公・私〉のカテゴリー化の理論的体系化という方法の一部に光をあてることである。

2 〈公・私〉カテゴリー装置

まず、カテゴリー化装置という概念を導入しよう。一般に、人その他の社会的現象を分類するさまざまなカテゴリーは、発話 (とその理解)、すなわち言語使用の実践の一部として記述できる。とりわけ、カテゴリー・セット (関連するカテゴリーの組) は、日常的な世界における、協同的な意味発見と問題解決のために、発話において、実践的に使用されている。それは、「発話という現象」 (“what is said”) を通じて、「意味された現象」 (“what is meant”) を、構築する言語装置であるが、そうしたカテ

ゴリー・セットをカテゴリー化装置とよぶことができる (Sacks 1990)。

たとえば、ガーフィンケルの「にセカウンセリング」実験では、相談者は、「カウンセラー」に質問をするように求められ、その質問に対して、ランダムな回答（イエスまたはノー）が、そうとは知らされずに、相談者にあたえられたが、その回答を解釈するため、〈相談・助言〉、〈質問・答え〉、〈さまざまな宗派〉のような、さまざまなカテゴリー装置がこの実践に参加する者によって使用されていた。こうして、無秩序な回答は、「誰にもわかるような形で」有意義に解釈されたのである。なお、「誰にでもわかる」とは、カテゴリー・セットと世界および両者の関係の通常性を脅かさないような配慮のもとで、それが使用されたことを意味する (Garfinkel 1967)。

〈公・私〉のカテゴリー化装置も同じように働く。つまり、それは、何らかの観察可能な社会的現象を、〈公・私〉のカテゴリーにあてはめることによって、ある一般化された、有意味な、〈公共性〉の現象として、この世界の中で、誰にもわかるような形で、報告可能にするのである。

〈公・私〉のカテゴリー化装置について、われわれはどんな知識をもっているだろうか。1で論じたように、その使われ方について、われわれ自身、一定の習熟をもっている。しかし、それにもかかわらず、われわれは、〈公・私〉の区別をどう理解して行為するかは重要であることを認めることができるであろう。とりわけ、その区別に関する異なる理論を採用すると、異なった行為が導かれる。こうした理論は、実践的なものである。それは、〈公共性〉という具体的社会秩序のあり方、とりわけその価値、について、違った実践的帰結を導こうとする言説である。

まとめると、さまざまな〈公共性〉の達成は、その活動を〈公共的〉であるということを経営可能にすることと同一のことである。さまざまな〈公共性〉は、ある活動を〈公共的〉であると報告するための一般的方法を特定することで、比較される。この一般的方法には、〈公・私〉の区別というカテゴリー化のための諸理論体系が含まれている。そうした理論体系は専門的であるため、日常的行為者であるわれわれは深く考えたことはない。しかし、〈公・私〉のカテゴリー化のためにどのような理論体系を用いるかによって、〈公共性〉の具体的秩序のあり方と価値について、人は異なった実践を行うようになることを認識している。

II ホップズとパーソンズ——2つの〈公・私〉カテゴリー化装置

1 2つの〈公・私〉カテゴリー化装置

Iで示した視角にもとづき、本報告では、いわゆる「社会秩序の問題」の提起と解

決に関して、ホブズとパーソンズを比較する。主たる素材は、『リバイアサン』（1651年）および『社会的行為の構造』（1949年）である。この際、私は、両者について思想的な解釈を行おうとするのではなく、それぞれが、これらの著作を通じて、異なるカテゴリー装置の構築に貢献したという主張を基礎付けたい³⁾。

こうした分析を行う意図は、(1)ホブズとパーソンズにあらわれている2つのカテゴリー化装置が、現在、人々が、理論家として、あるいは日常行為者として、〈公共性〉を理解する際に、実践的に使用されているという認識、(2)2つのカテゴリー化装置が思想的伝統を著しく異にしているために、既存の問題枠組みや理論枠組みのもとでは、ほとんど比較できないという認識、(3)ホブズとパーソンズの問題設定とその解決には、実践的な意味で、平行的關係があるという認識、にもとづく。

なお、ホブズとパーソンズは「社会秩序の問題」に答えようとした、と理解されている。「社会秩序の問題」は、かならずしも〈公共性〉の問題と同一ではない。しかし、両者は、〈公・私〉という分割をいかに理解可能にするか、という問題として、「社会秩序の問題」を提起した。そして、この種の「社会秩序の問題」の解決においてそれは重要な論点であった。

〈公共性〉は、〈公・私〉のカテゴリーのみから成り立っているのでもない。他の関連するカテゴリー装置の分析は、本報告の方法の利用により可能になる。

われわれは、つぎの諸要素について、ホブズとパーソンズを比較していく。

- ・ 理論の実践的意図
- ・ 規範ないし義務
- ・ 合理性
- ・ 公的秩序のイメージ
- ・ 公的秩序への私的な参与を確保するもの

2 理論の実践的意図

ホブズは、「全国民を統治すべき人は、かれ自身のなかに、あれこれの特定の人ではなく、人類を読まなければならない。」（ホブズ 1992：第1巻，40頁）と述べており、献辞の中では、かれの著作を「政治権力をおしすすめようという努力」と述べ、また、「権力をもつ人々についてではなく、権力の座についてかたっている」と述べている。また、後世の人々は、ホブズの理論が、近代国家の理論を、個人主義的基礎のうえにたつ権力概念の確立を通じて、打ち立てたと述べる（福田 1998、1972）。

ホブズの著述は、近代的な政治のモデルを示し、「全国民を統治すべき人」たちにむけて、その統治の規範を示そうとしたものと言える。このためホブズは新しい言説体系を創造しなけりばならなかった。そのスタイルは、幾何学に範をとった理論的一貫性を追求するとともに、詩的メタファーを多用し、情熱的で叙事詩的な側面をもっていた（ウォーリン 1979）。

パーソンズの意図も、理論性と、広い意味での実践性をもつものであり、ホブズに比肩しうる。前書きによれば、

「それ〔本書〕は、社会の諸理論ではなく、社会の理論の研究である。その関心は、…その発展が、これらの理論家とその先行者の著作の批判的分析を通じて、明らかになるような、社会理論の一つの体系に向けられている。…かれら〔理論家たち〕は、すべて、異なった側面において、この整合的な理論の体系に寄与したのであり、かれらの著述を分析することで、その理論体系の適切な説明とその経験的な有用性があきらかにできるのである」(Parsons 1949: p. v.)

パーソンズは、この理論体系を「主意主義的行為理論」と呼び、それが「実証主義的行為諸理論」を克服する（諸理論がそこに収斂する）理論であると主張し、その社会の理論としての優越性を高め、かつ立証しようとつとめた（ゴールド 1995: 115頁）。この戦略は、この書を通じて一貫している。ゴールドはつぎのように言う。「『構造』における収斂論は、ヴェーバーとデュルケームが同一であるという主張ではない。単位行為の諸属性によって分析されると、彼らの理論が首尾一貫しており、社会的行為に関する出現しつつある主意主義的理論の内部に落着くという論議である。」（ゴールド 1995: 120頁）パーソンズがこの目的のためにとった戦略は、本報告の用語で言えば、個人または集団の「行為」というカテゴリー化装置を整備することであった。レクナーはつぎのように言う。「社会の諸問題に『直接』言及したり、可能なすべての行為と秩序を検討する代わりに、パーソンズは問題とその解決策とを関連する言説体系の（修正された）用語で組み立てる。」（レクナー 1995: 237頁）。

3 規範ないし義務

パーソンズの「主意主義的行為理論」は、パーソンズが建設しようとした言説体系にほかならない。その言説体系の中核には、「規範」の概念が据えられていた。まさに、主意主義的行為理論は、「規範」というカテゴリーをもつことにおいて、功利主義経済学の「実証主義行為理論」から、するどく区別される。

パーソンズによれば、主意主義的（“voluntaristic”）理論は、つぎのような前提にたつ理論（言説体系）である。

「行為の有意義な主観的要素は、積極的にも消極的にも、科学的な真偽決定の方法論的図式の対象に、決定されるもの〔——言い換えると、論理ないし合理性と認識ないし事実表象——〕に限定されない」（Parsons 1949 : p. 81）

「積極的な言い方をすれば、自発意思的システムは、規範的要素を含む。徹底の実証主義は、そうした要素をすべて廃棄した。功利主義は、それらをたんなるランダムな目的としてのみ承認し、それらは理論が適用される対象たるデータの地位にとどめられた。主意主義的理論は、それらを行為システムの本質的要素とみなし、システムの他の要素と積極的な相互依存関係にあるとみなす。」（Parsons 1949 : pp. 81-82）

パーソンズは「規範的 normative」という性質をつぎのように定義する。

「規範的とは、つぎの条件が満たされる限りで、行為システムの要素である。その条件とは、一人または複数の行為者にとって、何かが目的それ自体であると見なされており、その何かは、(1)集合体の構成員たちのため、(2)集合体の構成員の一部のため、(3)単位としての集合体のための、他のいかなる目的に対する手段である与否とにかかわらず、そう見なされているということである。」（Parsons 1949 : p. 75）

パーソンズにおいては、「規範的」とは、明示的に個人と区別された集合体やその一部のメンバーたちの目的、すなわち集合的価値へ同調的に志向することに限定されていた。その理由は、こうした意味での「規範性」のみが、「目的のランダム性」を解消し、行為の目的、手段を、ただ個人的にのみでなく社会的に、秩序づけることができるからである。

これに対して、ホップズは、まったく異なる「規範」の用語法をとっていた。かれは、自然状態においては、人を義務づける法が存在しないと主張した。自然状態において作用する、個人理性は、ただ示唆（助言）を行うのみである。

「理性は、つごうのよい平和の諸条項を示唆し、人々はそれによって、協定へと導かれる。これらの条項は、別に、自然の諸法ともよばれる」（ホップズ 1992 : 第1巻、214頁）

「これらの理性の支持を、人々は法という名でよぶのがつねであるが、適切ではない。なぜなら、それらは、何がかれら自身の保存と防衛に役立つかについての、諸結論または諸定理であり、それに対して、法とは、適切に言えば、権利によって他の人々を支配するものの、ことばなのだからである。」(ホッブズ 1992: 第1巻、256-257頁)

ホッブズは、その著名な社会契約たる「信約 (pact, covenant)」による政治社会 (civil society) の成立後でなければ、人を義務づける法は存在しないと主張した。すなわち、ホッブズは、jus ではなく lex に法を限定していたが、それは、かれの「自然状態」の記述の仕方から必然化されていた。さかのぼって考えると、ホッブズの「自然状態」は、無秩序と表現されているが、その主要な意味は、「正義も法もない」という点にあり、「全面的闘争状態」はその結果にすぎない。実際には、この戦争状態は、「戦争に向かう不安が存在する持続的期間」と表現されている。

こうした文脈において、ホッブズはつぎのように述べている。

「共通の権力がないところには、法はなく、法がないところには、不正はない。」(ホッブズ 1992: 第1巻、213頁)

「法は、一般に、助言ではなく、命令であり、また、任意の人から人への命令ではなくて、以前に自分への従順を義務づけられたものにむかって命令をあたえるその人による命令なのである。」(ホッブズ 1992: 第2巻、163頁)

このようにホッブズの言説体系においては、義務—法—権威は、論理的に結合したカテゴリーであって、助言—理性—自由から、区別されている。

4 合理性

おおまかに言うと、パーソンズは合理性が情念を支配すると考えたが、ホッブズは情念が合理性を支配すると考えた。しかし、両者は単純な対立関係にあるのではない。

合理性に関する初期パーソンズの理解は、2つのものがある。まず、パーソンズは功利主義の規範の一種類として、合理性を考えた。この合理性規範は、科学的合理性に基礎をおく目的手段図式として、理解される (Parsons 1949)。

パーソンズは、行為システムには、目的、状況、それらを評価考量する標準があると仮定していた。行為者がもつ主観的表象の全体は、ホッブズの言う情念と理性の全体に対応する。パーソンズによれば、実証主義的システムは、これらのすべてについ

て、真偽を問わないが、検証可能な知識のみを、主題的に考慮する。合理性は、経験的対応物をもたない、理論的構成物にとどまる。しかし、現実の行為は、これらの主題的要素のみならず、ランダムな要素を含むものとみなさざるを得ない。主意主義的行為理論は、規範的なものを理論に導入し、それは、行為を内在的に制約する。

ホッブズの言う合理性とは、個人がだれでも持っている善 (good) と至福 (felicity) 追求のための自己助言能力であり、修練によって発達し、理性的推論は、その能力が高度に発達した条件のもとでは誰もが理解できるものである。善と幸福は、つぎのように定義される。

「だれかの欲求または意欲の対象は、どんなものであっても、それがかれ自身としては善とよぶものである。」(ホッブズ 1992: 第1巻、100頁)

「人がそのときそのときに意欲するものごとを獲得するという、継続的成功、すなわち、継続的繁栄は、人々が至福と呼ぶものである。私は、この世の至福のことをいっているのである。すなわち、われわれがここに生きているあいだは、精神の永遠の静寂というようなものはないのであって、なぜならば生命自体が運動にほかなら」ない。(ホッブズ: 第1巻、114-115頁)

ホッブズによれば、合理性は個人にのみ与えられているが、より究極的には、一瞬一瞬の情念と刺激の流れの中に与えられるものである。それは、ラディカルな要素主義にしたがっている。

5 公的秩序のイメージ

パーソンズにおいては、公的秩序は、共通規範による統合というイメージでとらえられる。これに対して、ホッブズの公的秩序は相互協定による公的權威の設立というイメージでとらえられる。

ここで、パーソンズとホッブズ以外の理論家に少しだけ目を向けてみると、有益かもしれない。マンサー・オルソンは、公共的価値をもつ財 (集合財) の供給量が過少になったり、その供給のためのコストが集団の中で不均等に負担される傾向があると主張する。オルソンが提起した問題 (オルソン問題) は、パーソンズやホッブズの問題と類似性がある。しかし、オルソンの立場は、どちらの理論家とも異なっているように思われる。オルソンは、パーソンズの社会学と自己が立脚する経済学の比較を行った (オルソン 1973)。

「社会学者〔パーソンズの社会学を指す〕は社会の凝集性に関するかれらの説明を社会化という共通の過程の存在をめぐって打ち立ててきた。かれらによれば、社会の統一保持に役立っているのはおもに、価値、規範、集合的態度、役割期待の同一性であると主張する。」(オルソン 1973:232頁)

これに対して、

「経済学者は、多くの場合、全体社会の統一を保持させているものが何かという問題を正面切って考えることをしない。…[しかし]、経済学者は、人々の社会的背景と資源が多様なほど、かれらが互いの結合を維持するためにもつ誘引は大きくなると考えがちである。」(オルソン 1973:232頁)

オルソンは、集合財と私的財の区別をすることで、経済学者と社会学者のどちらよりも優れた結論が得られると言う。

「社会は、人々が私的財に関しては多様な欲求をもち、集合財に関して同様な欲求をもつように社会化されていれば、より高い凝集性をもつ傾向にある。」(オルソン 1973:235頁)

オルソンにとっては、集団の中での集合財の供給可能性が重要であり、また、集合財の供給には一般に高い初期費用がかかると考えている。オルソン問題は、ホップズ問題と重なる部分とそうでない部分があるために、独自のカテゴリー装置があるとしても、パーソンズともホップズとも異なる部分があると思われる。しかし、上の引用によればオルソンは、社会化というパーソンズの解決に必ずしも反対していないように思われる(オルソン 1973、1983)。

他方、ホップズによれば、自然状態のもとにおかれた人々が、そこからの脱出を求めて、推論を行い、つぎのような共同宣言を行うことで、平和協定にいたるとされる。

「これは、同意や一致以上のものであり、それは、同一人格による、かれらすべての真の統一であって、この統一は、各人が各人にむかってつぎのようにかのような、各人対各人の信約によってつくられる。すなわち『わたしは、この人、また人々のこの合議体を権威づけ、それに自己を統治する私の権利を、与えるが、それはあなたもおなじようにして、あなたの権利をかれに与え、かれのすべての行為を権威づけるという、条件におい

てである。』」(ホッブズ 1992: 第2巻第17章)

このような宣言によって設立されるコモンウェルスは、立法、司法、執行の権威を、人々の自然権から、分与によって、認められる人為的な「人」「死すべき神」である。コモンウェルスの設立は、人々が信約により拠出する自己支配権の集合であり、権威ある法規範の集合化にほかならない。人々が、この人工の神に無条件で服従しなければならないのは、ホッブズによれば、理の当然である。なぜなら、この「神」は、信約に参加する人々に対する権威のみから成り立っているからである。

6 公的秩序への私的な参与を保障するもの

パーソンズによれば、人は、共通価値のもとにあるという事情により公的秩序に参与する。しかし、逸脱が生じうる場合には、まず、社会統制と社会化のメカニズムが作動する。システムが逸脱に耐えきれないときには、社会システム、文化システム等がそれを吸収して調整しようと働く。このような社会統合のイメージに対しては、周知のように、共通価値による社会統合を一面的に強調するものだと批判が加えられてきた。

同様に、ホッブズの信約が可能であるかどうかは、議論の余地があると見なされており、信約の結果としてホッブズが擁護した君主と臣民のイメージは一般に魅力的でないといみなされている。しかし、公的秩序と私人との関係を問うという問題意識からみると、つぎの点は、示唆的である。

信約は、多くの人による、服従の約束であり、国家が設立される前に、すべての人がこの約束を履行しなければならない。このことは困難であるとみなされやすい。しかし、ホッブズは、多くの人が、実際に権威に服従する態度を示していることが、信約に参加することの合理性を高めると主張している。この主張は妥当に思われる。

国家設立により得られる利益が他の仕方では得られないというホッブズの主張が正しいければ、そしてそれも正しいと思われるが、こうした信約は不合理ではないかもしれない。上記からわかるように、国家の設立は、平和と安全だけでなく、法と正義の制度をはじめて成立させるものであり、これらは、ホッブズの言う幸福追求の前提であることを考えると、国家の便益は、信約が他の同胞によって裏切られる危険を上回るだろう。

国家設立後は、統一権力による強制が利用できることも、信約の合理性を高めるであろう。

ホッブズによる公的秩序のイメージは一定の場合に自由主義的傾向も示す。たとえ

ば国家の設立は、服従義務の創造であり、それは自然権の放棄によって行われるのだから、個人はそれを望まない限りは、信約に加入しない自由をもつ。

III 〈公・私〉カテゴリー化装置と〈公共性〉実践

ホッブズとパーソンズの比較検討を通じて、われわれは、〈公・私〉に関する2つの異なるカテゴリー化装置を浮き彫りにしようとしてきた。

まず、〈公・私〉というカテゴリー化装置一般のもつ性質を確認したい。〈公・私〉カテゴリー化装置は、われわれの日常的な公的生活における一つ一つの実践に意味を吹き込むものである。われわれの〈公共性〉実践は、現実の行為だけから成り立つのではなく、行わない行為からも成り立つ。またその理由として通用するものも制約する。また〈公共性〉実践は、〈公・私〉双方の行為から成り立つ。このことは、私的な行為と公的な行為をどう関係づけるか、あるいは、それぞれどれだけの資源を振り分けるか等の問題があることから明らかであろう。ホッブズの装置にせよ、パーソンズの装置にせよ、それは、〈公的〉行為に意味を吹き込むだけでなく、〈公・私〉の区別を通じて〈私的〉行為にも意味を吹き込むのである。

2つのカテゴリー化装置を対比するなら、第1のものは、規範論的、第2のものは、契約論的と言うことができるかもしれない。

パーソンズのカテゴリー化装置は、〈必然的に存在する集合体規範—共通善—社会統制・社会化〉というカテゴリー・セットを含む。〈公・私〉は、連続的であり、〈公的〉な極には、集合体の価値への同一化と全面的献身があり、〈私的〉な極には、逸脱や変動がある。

ホッブズのカテゴリー装置からは、〈情念・理性—意志・信約—権威・法〉というカテゴリー・セットを含む。〈公・私〉は、重疊的であり、〈私的〉な基盤の上に、人為的な〈公〉が構築される。人々は、公的権威のもとでは法に全面的に服従するが、その沈黙のもとでは自由である。しかし、〈公的権威〉は、自由のあり方を変化させ、人々を自然の戦争状態から救い出すものとみなされる。

カテゴリー化装置の意味は、〈公・私〉の区分を現実にあてはめ、報告可能にすることにより、諸実践を内側から組織することにある。この報告可能性が達成されるためには、カテゴリー化装置のみをとりだして議論することでは不十分である。カテゴリー化の実践は、それを含む〈公・私〉区分の実践、その他の〈公共性〉達成の方法的实践、〈公共性〉の報告可能性を達成した価値を実現する実践等々との関連において存在する。そうした実践の総体が人々を〈コモンウェルスの建設〉へと組織する作

用を果たすのである。

- 1) 現代日本における一般的用語法では、公共性は、通例、つぎのような社会秩序に言及する際に、観念されているかに見える特性である。第1に、公園その他の公共施設等、具体的な見知らぬ個人がともに使用する空間において成立する社会秩序。第2に、見知らぬ人々の間の利害の調整やその調整のための組織の成立等広く政治的と呼ばれる場面において成立する社会秩序。第3に、一定の選択された価値の集団の実現にかかる、文化的、学芸的な社会秩序——教育、科学、医療、文芸等——。社会秩序としての公共性は、見知らぬ複数の人々の間に成立する社会秩序（公共的社会秩序）を意味すると言える。社会は互いに見知らぬ人を含む多数の人々の有意味な結合であるから、社会秩序一般の成立を問うことは、公共的社会秩序という特殊な社会秩序の成立を問うことを含むものである。見知らぬ人同士は、互いの性質について、互いに最小限の知識をもつ人々であり、その知識の外に関しては、異質であることを考慮に入れている人々である（シュッツ 1991）。このような場合でも、具体的な社会秩序を構成する人々は相互に親密な知識をもつているのが普通である。したがって、公共性とは、具体的な社会秩序について言うとき、社会秩序の以上の特性をもつ諸側面を総称すると言える。
- 2) ここで公共性の空間的把握について一言しておく。公共性は、空間的メタファーで把握されることが多い。たとえば、ある論者は「人々が日常生活から生じる様々な問題の解決のために情報や意見の交換を行い共通の意見／意思を作り上げ問題に取り組んでいく場」（干川 2001: 1頁）であるとする。こうした用語法は、国家と市場の間に公共的空間をおくものである。公共性の空間的概念は、私的な決定の集合にすぎない市場的決定でもなく、一元的に集約された公共的決定である国家による決定でもない、決定が存在するという主張である。こうした空間は「公共圏」等と呼ばれる。この用語法は、ハーバーマスの影響のもとに、国家による決定でもなく、市場による決定でもないものが、公共的決定だとする（佐藤 1996）。この三分説は広く受け入れられている。三分説の妥当性はともかく、公共性の空間的メタファーには問題が多い。ハーバーマスは、今日の政治状況においては、社会が、国家と私人とを媒介しつつ、政治的批判を通じて、社会統合作用を行うことが必要であると考えた。しかし、ハーバーマスが公共圏の成立と展開を主張した研究は、1960年代のメディア研究を素材としており、現代的妥当性は疑わしい。したがって、公共圏の社会学的説明には、曖昧な部分が残りの、また自明な妥当性をもつものではない。他方、新制度派経済学、公共選択論、新政治経済学等の研究者（ブキャナン 1977、ディキシット 2000）は、国家の行為が、制度的要素によって影響される仕方に関心をもっている。しかし、これらの研究における個人は、第1次的に経済的行為者であり、制度は、アドホックな追加要素としてのみ用いられる非個人的な要素の曖昧な総称にすぎない。かくしてこのように、「新しい制度論が十分に扱っていない問題は、制度それ自体を説明することである」（小野 2001: 156頁）という批判が行われることになっている。社会秩序を安易に空間的メタファーでとらえることへの批判については櫻村（2006: 注5〔457-8頁〕）を参照せよ。
- 3) 私は学術大会プログラムのレジュメにおいては、〈公共性〉が社会秩序の一つであることを示して、その理解における〈私的なもの〉の意義を示したいとしたが、本報告は、やや趣旨を変え、かつ限定することが必要になった。プログラムに書いた問題と本日の話題の間には変化がある。

その結果、「〈私的なもの〉からのアプローチ」という副題は、やや不適切になったかもしれない。しかし、両者は、一連の関心のもとにある。本稿の背景をなす考え方については、櫻村2007を参照せよ。

[引用文献]

- バウチャー, D. & P. ケリー編 (1997)『社会契約論の系譜: ホブズからロールズまで』(飯島昇蔵, 佐藤正志他訳) ナカニシヤ出版。
- ブキャナン, ジェームズ M. (1977)『自由の限界: 人間と制度の経済学』(加藤寛監訳) 秀潤社。
- ディキシット, アビナッシュ K. (2000)『経済政策の政治経済学』(北村行伸訳) 日本経済新聞社。
- 福田歓一 (1972)「権力の暴力的契機と現代の世界」『現代政治と民主主義の原理』岩波書店 477-523頁。
- (1998)『近代政治原理成立史序説』(福田歓一著作集, 第2巻) 岩波書店。
- Garfinkel, Harold (1967), *Studies in Ethnomethodology*, Prentice Hall.
- ゴールド, マーク (1995)『『社会的行為の構造』——時代を少なくとも60年先行していたもの』『近代性の理論: パーソンの射程』(中久郎他訳) 恒星社厚生閣 112-141頁。
- 干川剛史 (2001)『公共圏の社会学——デジタルネットワーキングによる公共圏構築へ向けて』法律文化社。
- Hobbes, Thomas (2007)[1651], *Leviathan* (The Web edition), eBooks@Adelaide.
- ホブズ, トマス (1992)[1651]『リヴァイアサン』(第1~4巻, 水田洋訳) 岩波文庫。
- 櫻村志郎 (2006)『「司法過疎」とは何か』林信夫=佐藤岩夫編『法の生成と民法の体系: 無償行為論・法過程論・民法体系論——広中俊雄先生傘寿記念論集』創文社 417-462頁。
- (2007)『水平的秩序の法——グローバル性のもとでの法、政治、市民社会の再定義』櫻村志郎編『規範と交渉: 法動態学叢書・水平的秩序・第1巻』法律文化社 1-53頁。
- クーン, T. (1971)『科学革命の構造』(中山茂訳) みすず書房。
- レックナー, フランク J. (1995)『パーソンズとモダニティ』『近代性の理論: パーソンの射程』(中久郎他訳) 恒星社厚生閣 218-249頁。
- Oakeshott, Michael (1975), *Hobbes on Civil Association*, Liberty Fund Inc.
- オルソン, マンサー, ジュニア (1973) [1969]『経済学と他の社会諸科学との関係』『現代政治学の基礎』(S. M. リブセット編, 矢沢修次郎他訳) 東京大学出版会 215-250頁。
- (1983) [1965]『集合行為論: 公共財と集団理論』(依田博・森脇俊雅訳) ミネルヴァ書房。
- 小野耕二 (2001)『比較政治』東京大学出版会。
- Parsons, T. (1949). *The Structure of Social Action*, Free Press.
- ラッセル, B. (1959)『西洋哲学史』(第1~4巻, 市井三郎訳) みすず書房。
- Ryle, Gilbert (1968), “The Thinking of Thoughts: What is ‘le penseur’ Doing?”, 18 *University Lectures*.
- Sacks, Harvey (1990), “The M. I. R. Membership Categorization Device”, in G. Jefferson, ed. *Harvey Sacks—Lectures 1964-1965*, Kluwer Academic Publishing.
- (1992), *Lectures on Conversation*, 2 vols. (G. Jefferson ed.), Blackwell.
- 佐藤岩夫 (1996)『裁判・討議・公共圏』棚瀬孝雄編『紛争処理と合意: 法と正義の新たなパラダ

- イムを求めて』ミネルヴァ書房 141-159頁。
- シュッツ, A. (1991)「よそ者——社会心理学の一試論」A プログーセン編 (渡部光ほか訳)『アルフレッド・シュッツ著作集第3巻 社会理論の研究』マルジュ社。
- Sudnow, D. (1963), Normal Crimes, 12 *Social Problems*, 257-276.
- 高城和義 (1986)『パーソンズの理論体系』日本評論社。
- (1992)『パーソンズとアメリカ知識社会』岩波書店。
- ウォーリン, S. S. (1979)『ホブズと政治理論の叙事詩的伝統』(市川太一訳) 未来社。

(かしむら・しろう 神戸大学教授)

The “Public” From a “Private” Perspective

Kashimura, Shiro

The “public-private” distinction is widely used in the civil/political life. It infuses social activity a range of distinctive organizational meanings. For example, only when a political claim is advanced by some people in a specific manner, it is recognized to be presented for a public debate to which the public or representatives of the public should respond. How the distinction is conceived mostly leads to different political activities and consciousness. Therefore, an interesting question is how the distinction is achieved and how the accomplished distinction is connected with political/organizational concerns of our society. The paper tries to answer the question by closely examining two representative kinds of the logic of public-private distinction and its use: the logic proposed in *Leviathan* (1651) by Thomas Hobbes and the logic proposed in *The Structure of Social Action* (1939) by Talcott Parsons.